

中運総総第134号の2
令和2年10月21日

関係団体 各位

中部運輸局長
(公印省略)

第62回(令和2年度)「教育・文化週間」の実施について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本取組についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようよろしくお願ひします。

国官総第107号

令和2年10月13日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

第62回(令和2年度)「教育・文化週間」の実施について

標記について、別添のとおり文部科学省総合教育政策局長より協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。





2文科教第460号
令和2年9月4日

各府省大臣官房長 殿

文部科学省総合教育政策局長
浅田和伸
(公印省略)

第62回（令和2年度）「教育・文化週間」の実施について（通知）

文部科学行政の推進について、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別紙1の要綱に基づき、第62回（令和2年度）「教育・文化週間」を実施することとなりました。

教育・文化週間については、別紙2の昭和34年の閣議了解に基づき、我が国の教育及び文化に対する关心と理解を深め、その充実振興を図ることなどを目的とし、毎年11月1日から7日までの1週間、全国的に教育・文化に関する行事等を集中的に実施しております。

については、本週間が有意義なものとなるよう、週間のイベント等に格段のご協力を賜りますとともに、貴管下関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしくお願いします。

また、文部科学省では、教育・文化週間ロゴマークを別紙3のとおり制定しておりますので、教育・文化週間のイベント等の広報に是非御活用いただくようお願いします。

(担当) 文部科学省総合教育政策局
政策課政策審議第一係
〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2
TEL : 03-5253-4111 (内線 3458)
Fax : 03-6734-3710
E-mail : syukan@mext.go.jp

第62回（令和2年度）「教育・文化週間」実施要綱

文部科学省

1 名称

第62回（令和2年度）「教育・文化週間」

2 趣旨

「教育・文化週間」（昭和34年9月4日閣議了解）の趣旨にのっとり、「文化の日」を中心として、教育・文化に関する諸行事を全国的に実施することによって、教育・文化に関する国民の理解と関心を深め、もってその充実振興を図るとともに、教育改革への一層の協力を得ることを目的とする。

3 期間

令和2年11月1日（日）から11月7日（土）まで

4 諸行事等の実施

（1）教育・文化に関する功労者等の表彰

文化功労者の顕彰等、教育・文化に関する功績を顕彰する。

（2）芸術文化に関する行事の実施

国内最大の文化・芸術の祭典として、「第75回文化庁芸術祭」を実施する。

（3）教育・文化施設等における教育・文化関連行事の実施等

各地方公共団体及び国公私立の学校、美術館、博物館、研究所等の関係機関等においては、地域に開かれた学校の活動、各種公開講座、この週間にちなんだ特別展、施設の無料公開等、各地方公共団体及び各機関等の実情に即した各種の教育・文化関連行事を実施する。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。同年4月7日、4月11日、4月17日、5月4日、5月14日、5月21日及び5月25日改正。）及び業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づき進められているところであり、本週間に係る行事の実施に当たっても、引き続き、安全確保に最新の注意を払い、各都道府県・指定都市の対処方針等に従いながら、これらを踏まえた感染拡大の防止に留意し、適切に対応いただきたい。

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日付け 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0525.pdf

- ・9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf

(4) 「教育・文化週間」に関する広報活動の展開等

広く国民一般に「教育・文化週間」の趣旨を周知するため、文部科学省ホームページ、文部科学省メールマガジン・facebook・twitter や各種情報雑誌等を通じた広報活動を展開する。

また、平成 24 年に制定された「古典の日に関する法律」の趣旨（11 月 1 日を「古典の日」と定め、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにする）の広報・周知活動を行う。

別紙2

教育・文化週間について

昭和34年9月4日
閣議了解

1 趣旨

わが国の教育および文化に関し、関係者はもとより、ひろく一般国民の关心と理解を深めるとともに国民全般の協力を得、もってその充実振興をはかるため、教育・文化週間を設け、できるかぎりこの週間に各種の教育・文化に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

2 期日

11月1日から7日まで（1週間）とする。

3 行事

文部科学省および各教育委員会が中心となり、関係機関および一般の協力を得て、たとえば教育・文化に関する資料の作成・公表、教育・文化功労者の表彰、父兄等の学校等の参観、展覧会、座談会等の開催などこの期間の趣旨に沿った行事を全国的に実施するものとする。

理由

わが国の教育および文化に関し、一般国民の关心と理解を深め、その充実振興に資するため、教育・文化週間を設け、各種の教育・文化に関する行事を集中的に実施する必要がある。

◇教育・文化週間ロゴマークについて

文部科学省では、教育・文化週間ロゴマークを制定しております。中央のキャラクターは、故・石ノ森章太郎氏がデザインを手がけた、生涯学習のイメージキャラクター「マナビィ」です。本週間に行われる様々なイベントをきっかけとして、「生涯を通じて学ぶこと」の楽しさを体験していただければとの意味を込めて、マナビィを用いています。

ロゴマークは文部科学省下記ホームページよりダウンロードできますので、教育・文化週間のイベント等の広報に是非御活用ください。



ダウンロード先

文部科学省ホームページ「教育・文化週間」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kyoiku-bunka/index.htm